

高知県立大学に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2022年度>

<改善報告書検討実施年度：2025年度>

高知県立大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、1点の是正勧告及び1点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

なお、末尾に記述するように、前回の評価結果において指摘のあった「基準4 教育課程・学習成果」について、検討の結果、改善が認められたことから、当該大学は内部質保証の状況を踏まえた評価の弾力的措置に係る要件ア)～ウ)を満たしている。

<改善に向けた大学全体の取り組み>

大学評価の結果を踏まえ、全学的な教育内容及び教育方法の改善を図る目的で設置した「大学教育改革委員会」において改善に向けた方針を決定のうえ、具体的な改善に取り組んできた。大学院に係る提言については、2022年11月の「大学院あり方検討部会」において各研究科に検討を指示し、それぞれの「研究科委員会」において対応している。また、学部に係る提言については、2022年12月の「大学教育改革委員会」において、各学部及び「教務委員会」による対応を指示し、改善に取り組んだ。これらのことから、改善の取り組みを進めていることが認められる。今回の改善報告書において、改善に向けた取り組みの成果が十分ではない点についても、この体制のもとで問題点を改善していくことが期待できる。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、単位の実質化に向けた措置の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。

1. 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	看護学研究科及び人間生活学研究科の博士前期課程では、研究科規程に基づき、特定の課題についての研究成果を修士論文に代えることを認めているが、修士論文審査基準のみを定めているため、特

高知県立大学

		定課題研究の成果を審査する基準を設けるよう、是正されたい。
	検討所見	大学院全体として特定課題の研究成果に関する審査基準を定め、『学生便覧』に記載して学生に明示しており、改善が認められる。

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	資格取得に関わる科目を履修する場合には、履修登録単位数の上限設定を超えて履修登録することを認めており、文化学部、社会福祉学部、健康栄養学部では年度によっては1年次及び2年次に上限を超えて多くの単位を履修している学生が相当数いる。資格取得を希望する学生にオリエンテーション等の履修指導は行っているものの、単位の実質化を図る措置として必ずしも十分とはいえないため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	検討所見	<p>単位の実質化を図るため、履修規程を改正し（令和5年4月施行）、令和5年度入学生からは再履修科目も履修登録上限単位数に含めることとした。</p> <p>さらに、履修登録上限単位数（CAP）に関する申合せを改正し（令和6年4月施行）、CAP緩和対象者の認定を廃止するとともに、履修上限単位数を引き下げ、1学期あたりの履修登録上限を24単位までとする見直しを行った。ただし、制度の見直しによって一定の改善は認められるが、国家試験受験資格の取得とは関わりのない文化学部をはじめ、未だ50単位以上履修登録をしている学生が一定数いるため、引き続き改善が求められる。</p>

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準 2 「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	無	—
イ) 基準 4 「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	有	○
ウ) 基準 4 「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	無	—

以上